

資料番号	1
------	---

令和7年2月17日
課名 健康福祉局子供未来応援課
担当者 課長 南
内線 3170

「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン（仮称）」の素案について

1 要旨・目的

本県における子供・子育てに係る分野別計画である「ひろしま子供の未来応援プラン（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）」の計画期間が終了するため、子供・子育て施策を総合的に推進するための次期計画を策定する。

2 現状・背景

- 「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン（計画期間：令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）」における子供・子育てに係る分野別計画として、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「ひろしま子供の未来応援プラン」を策定した。
- このプランに基づき、「すべての子供たちが、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことのできる社会の実現」を目指して、子供たちを社会全体で育てていくための様々な施策を総合的に推進している。

3 素案の概要

(1) 計画期間

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度（5年間）

(2) 策定に当たった考え方

- 令和5年4月に施行されたこども基本法に基づく「こども計画」のほか、「子ども・子育て支援事業支援計画」、「次世代育成支援行動計画」、「成育医療等基本計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、「子ども・若者計画」、「社会的養育推進計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」としても位置付ける。
- また、本県の総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」における子供・子育てに係る分野別計画であり、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン」等の関連する計画との整合や調和を図る。
- これまでの取組の成果や課題を把握するとともに、各種調査結果、社会情勢の変化、こども大綱等も踏まえ、施策体系を見直し、子供・子育て施策を総合的に推進する。

(3) 取組の方向

- 特に注力する分野として、少子化を社会全体の課題として捉え、社会の様々な主体を巻き込み、結婚、妊娠・出産、子育てに関する希望の実現に向けた取組をこれまで以上に強力で進めるほか、子供・子育てに係る施策を総合的に推進するなかでも、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期である「乳幼児期における取組」と、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす児童虐待をはじめとした様々な困難から「子供・若者を守る取組」に、特に注力していく。

(4) 根拠法令

こども基本法

子ども・子育て支援法

次世代育成支援対策推進法

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

子ども・若者育成支援推進法

都道府県社会的養育推進計画の策定要領

母子及び父子並びに寡婦福祉法

4 スケジュール

区分	令和6年									令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定作業	計画骨子案整理						計画素案整理			パブリックコメント	計画策定	
生活福祉 保健委員会	策定方針					骨子案			素案			
人口減少対策・ こども政策推進 特別委員会		策定方針					骨子案			素案	集中審議	
広島県子ども ・子育て審議会					第1回 (骨子案協議)			第2回 (素案協議)				第3回 (最終案)

1 趣旨等

（1）趣旨

本県における子供・子育てに係る分野別計画である「ひろしま子供の未来応援プラン（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）」の計画期間が終了するため、子供・子育て施策を総合的に推進するための次期計画を策定する。

（2）計画期間

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度（5年間）

（3）計画の位置づけ

こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法等に基づき策定する法定計画であり、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン」等の関係計画との整合や調和を図る。

（4）対象

妊娠期からおおむね30歳未満のすべての子供・若者と子育て家庭及び子供・若者を取り巻く社会のすべての構成員

2 次期計画の概要

現行計画の振り返りや各種調査結果、今後見込まれる社会情勢の変化を踏まえて、次期計画の目指す姿や施策体系等を以下のとおりとする。

（1）基本理念（将来にわたって目指す社会像） ※下線部：次期計画からの新規追加・変更部分

すべての子供・若者が、社会の宝として、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことができ、子供を持ちたいと思う人が安心して子供を持ち、育てられる社会の実現

（2）目指す社会像 ※下線部：次期計画からの新規追加・変更部分

① すべての子供たちに、「乳幼児期から大学・社会人まで」を見据え、学校・家庭・地域等で、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる資質・能力が育成されています。

② 地域、保育所・幼稚園や学校、職域等、子供・若者を取り巻く社会のすべての人たちが、それぞれの立場と資源を活かして協力し、子供の健やかな育ちを見守り、支援等を行う環境が整っており、すべての子供・若者と子育て家庭が、安心して暮らしています。

また、結婚、妊娠・出産の希望を持つ人が、周囲の理解、協力のもと、希望を実現しやすい環境が整っています。

③ 様々な事情により、社会的な支援の必要性が高い子供たちが、身近な大人に温かく見守られ、大事にされて育ち、権利を擁護され、必要な支援や配慮を受けながら、安心して暮らし、自らの可能性を最大限高めることができます。

(3) 施策体系

目指す姿の実現に向けて、「少子化対策」「乳幼児期における取組」「子供・若者を守る取組」に特に注力するとともに、以下の施策体系に基づいて取組を推進する。

※下線部：次期計画からの新規追加・変更部分 ※**重点**：特に注力する分野に関する取組

施策区分	施策の方向	主な取組
領域Ⅰ 子供たちの資質・能力の育成		
柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進 重点	(1) 乳幼児期の教育・保育の充実 (2) 家庭教育を支援する環境の整備	・園・所等における研修（カンファレンス）の充実 ・「遊びは学び」の共感的理解促進
柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成	(1) 主体的な学びを促す教育活動の推進 (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実 (3) キャリア教育の推進 (4) 学びのセーフティネットの構築 (5) 子供の健康・生活習慣づくり、運動習慣の確立	・個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ・個々の児童生徒に応じて学ぶことができる多様な居場所の整備
領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり		
柱1 <u>就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備</u> 重点	(1) <u>将来を見通せる経済的基盤づくり</u> (2) <u>結婚を希望する人への支援</u> (3) <u>不妊治療等支援体制の充実</u>	・妊娠・出産・子育てに係る経済的負担・不安の軽減
柱2 妊娠期からの見守り・支援の充実 重点	(1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進 (3) 周産期・小児医療体制の確保	・ひろしまネウボラの実施市町拡大、価値の浸透、関係機関との連携強化
柱3 <u>子供の悩みに対する支援・居場所の充実</u> 重点	(1) <u>子供のこころのケアの充実</u> (2) <u>子供の性被害への対策の充実</u> (3) <u>不登校の子供への支援</u> (4) <u>ヤングケアラーへの支援</u> (5) <u>ひきこもり支援等の充実</u> (6) <u>子供の居場所づくりの推進</u>	・相談窓口の広報啓発 ・ヤングケアラーへの理解促進、支援体制の充実 ・子供・若者の居場所づくり・運営支援
柱4 <u>多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備</u> 重点	(1) 子育てを応援する職場環境の整備 (2) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保 (3) 放課後児童クラブの充実 (4) <u>共育での推進</u>	・育児休業を取得しやすい職場環境整備 ・保育環境の整備、保育士等の資質向上 ・男性の家事・育児参画促進
柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保	(1) みんなで子育て応援の推進 (2) 子育て住環境の整備 (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進 (4) 子供の防災の取組の推進 (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進 (6) 子供の交通安全の取組の推進	・支援制度等、関連情報の発信 ・暮らしやすい環境整備
領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちとその家族への支援		
柱1 <u>児童虐待防止対策の充実</u> 重点	(1) 児童虐待防止に向けた理解の促進 (2) 市町の機能強化の支援 (3) 県こども家庭センターの機能強化	・体罰等によらない子育て推進に向けた周知 ・児童福祉司等の確保・育成
柱2 社会的養育の充実・強化	(1) 里親等委託の推進 (2) 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等 (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進	・里親支援体制の整備 ・子供の権利擁護の推進
柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進	(1) ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実 (2) ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実	・市町や支援団体等によるネットワークづくり促進 ・進路実現に向けた情報提供・学習支援
柱4 障害のある子供等への支援	(1) 地域における重層的な支援体制の構築 (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備 (3) 教員の専門性の向上 (4) 特別支援学校における教育の充実	・Q-SACCSの活用促進等による地域の実情に応じた支援体制の構築・強化 ・個別の教育支援計画の活用促進

(4) モニタリング指標

目標値は設定しないものの「将来にわたって目指す社会像」に向けて、各施策領域に設定する成果指標と合わせて、次の指標の動向を注視する。

指 標	現状 (R4)
広島県（自分の住む地域）で子育てをしたいと思う親の割合	93.6%

(こども家庭庁「母子保健事業の実施状況調査」)

指 標	現状 (R5)
広島県（自分の住む地域）が好きだと思う子供の割合	小学校：92.1% 中学校：84.1%

(広島県教育委員会「広島県児童生徒学習意識等調査」)

指 標	現状 (R5)
合計特殊出生率（広島県）	1.33

(厚生労働省「人口動態統計調査」)

3 車座会議等の意見の反映

今年度を実施した子育て当事者等と直接意見交換を行う車座会議等の県民の意見を踏まえ、施策の方向について素案に反映した。

県民の意見	対応施策	次期プラン関連頁
■子育てに係る経済的負担が大きい	・全国一律の経済的支援と、県独自の支援策を効果的に組み合わせた経済的負担の軽減	領域Ⅱ柱1(1) P50～51
■相談できる施設をもっと充実して欲しい ■支援制度や、支援したい人・団体はあるが、周知されていない ■分からないということが不安を生んでいると感じている	・経済的支援制度等の見える化 ・ひろしまネウボラの浸透 ・地域子育て支援拠点や地域の子育て支援団体等の発信力強化	領域Ⅱ柱1(1) P50～51 領域Ⅱ柱2(1) P57～58 領域Ⅱ柱5(1) P83～84
■子育てと言うと、ネガティブな声の方が入ってきやすい状況はあると思うが、実際はすごく楽しいこともある ■若年層（学生等）と子育て世代がナチュラルに触れ合うことのできるイベント等があればいい	・若い世代の子育てに対するポジティブなイメージの涵養	領域Ⅱ柱1(2) P52～53
■妊娠・不妊に関する知識をもっと早く教えてほしかった	・プレコンセプションケアの推進	領域Ⅱ柱1(3) P54～55
■育休の際に、パパ向けの支援が少なく困った	・ネウボラ補助金等を活用した出産や子育てに悩む父親支援の促進	領域Ⅱ柱2(1)P57～58、柱4(4)P80～81
■自宅訪問型のサービスが不足している	・産前・産後サポート、産後ケアの充実	領域Ⅱ柱2(2) P59～60
■育休がとりやすい環境、申し訳なさを感ぜない環境にして欲しい	・働き方改革の推進、男性の育休取得促進 ・男性家事・育児参画促進	領域Ⅱ柱4(1)P76、柱4(4)P80～81
■子供が病気の際、仕事に支障が出ないかという不安がある	・病児・病後児保育の推進	領域Ⅱ柱4(2) P77～78

4 領域ごとの目指す姿及び成果指標

※指標については、取組に応じて別途参考指標を設定している。

【領域 I / 柱 1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進】**重点**

目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 幼児教育アドバイザーによる園・所等への指導・助言や子供理解に基づく評価の実施等を通じて、乳幼児期の教育・保育の充実に取り組むことで、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力（「感じる・気付く力」「うごく力」「考える力」「やりぬく力」「人とかかわる力」）が子供たちに生まれ、小学校以降の教育の基礎が培われています。 また、幼保小連携・接続を進めることで、子供の育ちと学びを円滑につなぐ教育活動が実践され、小学校へ入学した子供が安心感をもって登校でき、主体的な学びに向かっています。 ◆ 生活に身近な場やネウボラ拠点における家庭教育支援ボランティアによるイベントや、親子と一緒に遊ぶことで「遊びは学び」を体験する機会を通じて、保護者が「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方について共感的な理解を深めることで、子育てに対する安心感が醸成されています。 		
	指標	「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合※	現状値 (R5) 82.2%

※「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン（第2期）(R4～R8)において、最終目標達成見込年度を令和8（2026）年度に設定している。

【領域 I / 柱 2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成】

目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 基礎的な学力の確実な定着や、主体的な学びを促す教育活動の推進、グローバル・マインドの涵養を図る取組等により、すべての子供たちにこれからの社会で活躍するために必要な資質・能力が身に付いています。 ◆ 学校内外での子供たちの居場所づくりや相談・支援体制の充実に向けた取組等により、家庭の経済的事情等に関わらず、すべての子供たちが生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、多様な個性・能力を更に伸ばし生かしていく教育が実現しています。 ◆ 子供たちが夢や目標を持ち、自己の生き方や働き方について考えを深めながら、職業生活や日常生活に必要な知識や、技能、技術を主体的に身に付けることで、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつ、たくましく対応し、社会的・職業的自立を実現していく力が身に付いています。 ◆ 子供たちに、食や睡眠、運動といった基本的な生活習慣が身に付き、社会で活躍するために必要な資質・能力を育む下支えとなっています。 		
	指標		現状値 (R5)
	「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合	小学校：72.9% 中学校：65.9% 高等学校：68.8%	小学校：80.0% 中学校：80.0% 高等学校：80.0%
	各高等学校で設定した育成すべき資質・能力を身に付けた生徒の割合	現状値 (R5) 64.8%	目標値 (R11) 74.0%
	将来の夢や目標を持っていると肯定的に回答した生徒の割合（高等学校）	現状値 (R5) 72.0%	目標値 (R11) 79.0%
	全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合	現状値 (R5) 小学校：13.8% 中学校：22.2%	目標値 (R11) 小学校 10.0% 中学校 10.0%
	県内児童（小学6年生）の朝食欠食率	現状値 (R6) 6.4%	目標値 (R11) 4.9%
	県内児童（小学6年生）で毎日、同じくらいの時刻に寝ている割合	現状値 (R6) 83.6%	目標値 (R11) 85.7%

【領域Ⅱ/柱1 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備】 **新規** **重点**

目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 若い世代や子育て世帯の経済的基盤の安定化と、子育てや教育に係る負担軽減が図られ、また、ライフステージに応じた支援制度の認知が進むことにより、将来への不安が軽減されるとともに、出会いの機会の創出等の支援が講じられ、結婚や、子供を持ちたいという希望を実現しやすい環境整備が進んでいます。 ◆ 若い世代が結婚や子育てに対してポジティブなイメージを抱き、仕事、結婚、妊娠・出産、子育てなど将来のライフデザインを、希望を持って描くことができます。 ◆ 不妊や不育に悩む方や治療に不安を抱える方が相談しやすい環境が整い、不妊・妊娠に関する正しい知識が浸透し、夫婦が共に若い年齢で不妊検査を受けることができます。 また、治療が必要な場合は、経済的負担を理由に治療を断念したり、選択肢を狭めたりすることなく、仕事とも両立しながら、希望する治療を受けることができる環境整備が進んでいます。 		
	指標	希望の子供数を持っていない人の割合	現状値 (R5)
31.1%			28.0%
結婚や子育てにポジティブなイメージを持っている若者の割合		現状値 (R5)	目標値 (R11)
		令和7年度調査予定	調査結果を踏まえ設定
不妊検査・不妊治療の助成に係る認知率		現状値 (R5)	目標値 (R11)
		68.9%	80.0%

【領域Ⅱ/柱2 妊娠期からの見守り・支援の充実】 **重点**

目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市町のネウボラ拠点と医療機関や保育施設、地域子育て支援拠点等、子育てに関わる関係機関が一体となって子育て家庭を見守り、支援が必要な家庭を把握した場合は、速やかに適切な支援につなげる「ひろしまネウボラ」の仕組みが全市町で構築されています。 また、一部の市町では、ネウボラ拠点を含む福祉関係の各部署、小・中学校等が保有している子供や子育て家庭に関する情報を一元化し、AIによるリスク予測を活用することで、子供の育ちにつながるリスクを早期に把握し、子供や家庭の予防的な支援につなげています。 ◆ 妊娠や出産、子育てに関する正しい知識が認知され、すべての妊産婦・乳幼児が、必要な健康診査・検査を受け、心身の不調や子育てへの不安について相談することができます。 また、健康診査・検査実施医療機関や相談機関と市町のネウボラ拠点、治療や療育を行う専門機関等との連携体制が構築され、心身の不調や疾患、発育・発達の障害等の可能性のある妊産婦・乳幼児が把握された場合は、市町のネウボラ拠点を中心に継続的なフォローを行い、早期に適切な支援、治療、療育等につなげることができます。 ◆ 妊産婦及び子供たちが、いざというときに安心して質の高い周産期・小児医療を受けることができる体制が確保されています。 		
	指標	安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合	現状値 (R5)
72.5%			82.0%
周産期死亡率		現状値 (5年平均R元-R5)	目標値 (R11)
		3.2	直近5年間での平均値が現状値未満
小児死亡率		現状値 (5年平均R元-R5)	目標値 (R11)
		0.16	直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持

【領域Ⅱ/柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実】 **新規** **重点**

目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 様々なニーズや特性を持つ子供・若者が安全で安心して過ごすことのできる場が整備され、学校内外での相談支援体制が充実するとともに、困難を有する子供・若者が身近な地域で年齢階層で途切れることなく必要な支援を受けられる環境整備が進み、子供・若者がひとりで悩みを抱え込まず、自分にとって相談しやすい窓口とつながっています。 ◆ 子供や保護者が子供の性被害に関する知識や意識を高め、性犯罪に巻き込まれることを未然に防止することができる力を身に付けるとともに、性犯罪・性暴力被害者が、被害を抱えず、相談窓口相談できています。 ◆ ヤングケアラーとその家族が、地域や様々な関わりの中で見守られながら、それぞれの意向や希望に応じて必要な支援を受けることができ、ヤングケアラー本人の学業や友人関係、将来等への不安、ならびに家族全員が日々の生活に不安を感じることなく暮らすことができます。 		
指標	悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合	現状値 (R5)	目標値 (R10)
		小学5年生：4.8% 中学2年生：7.3%	小学5年生：2.4% 中学2年生：3.6%
	ヤングケアラーについて知っている人の割合	現状値 (R6)	目標値 (R11)
		37.0%	70.0%

【領域Ⅱ/柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備】 **一部新規** **重点**

目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 多くの県内企業において働き方改革の自立的な取組が定着するとともに、ライフスタイルの変化に応じて短時間勤務やテレワーク等の時間や場所にとらわれない柔軟で多様な働き方を選択できる制度が定着して利用されるなど、男性・女性に関わらず、県内の子育て中の従業員が、自分の職場は子育てしやすい環境であるという実感が高まっています。 ◆ また、特に、乳幼児期における男性従業員の育児への参画については、育児休業制度の利用を希望する男性が、躊躇することなく自らの選択で、積極的に育児休業を取得できる職場環境となるなど、男性従業員が十分に子育てに携わることができています。 ◆ 保育需要に基づく施設整備や多様化する保育ニーズに応じた保育環境の整備が進み、保育を必要とする子供がいつでも保育所、認定こども園等に入所することができます。 保育施設では、必要な保育士が確保されるとともに、研修の受講や職責に応じた処遇改善、職場環境の改善等を通して、保育士のスキルアップや離職防止が図られることで、保育の質が向上し、子育て家庭が安心して子供を預けられる環境が整っています。 ◆ 全市町で希望した児童が、利用要件を満たせばいつでも放課後児童クラブを利用することができて、安心して過ごせる生活や遊びの場が提供されています。 ◆ 男女が共に主体的に家事や子育てに参画する「共育て」への理解が社会全体で進み、家庭内で家事・育児の負担が女性に偏っている傾向が改善されています。 		
指標	男性の育児休業取得率	現状値 (R5)	目標値 (R11)
		46.2%	78.0%
	保育所の待機児童数 (4/1時点)	現状値 (R6.4.1)	目標値 (R11.4.1)
		0人	0人
	放課後児童クラブの低学年待機児童数 (10/1時点)	現状値 (R6.10.1)	目標値 (R11.10.1)
		21人	0人
	家事・育児を頑張っている男性の割合 (パートナーによる評価)	現状値 (R5)	目標値 (R11)
		43.1%	70.0%

【領域Ⅱ/柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保】

<p>目指す姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の子育て支援者・団体等による様々な子育て支援活動が活発に行われ、親子が安心して過ごせる場や交流・相談の機会が充実しています。 また、こうした多面的な見守りを通して、支援が必要な子育て家庭が把握された場合は、市町のネウボラ拠点と連携して必要な支援につなげることができる仕組みが構築されています。 ◆ 企業・団体等が、子育て家庭向けのサービスの提供に自主的に取り組むなど、子育て家庭にやさしいサービスが社会に定着し、子育て家庭が子連れで外出しやすい環境づくりが進んでいます。 ◆ 子育てしやすい仕様や立地環境を備えた住宅の普及や、公共交通機関や都市公園のバリアフリー化等、子育て家庭が暮らしやすい環境整備が進んでいます。 ◆ 子供たち一人一人が、地震や台風等の自然災害のメカニズムや予想される被害についての理解を深め、災害の危険に際して、主体的に判断し、適切に行動する力が身に付いています。 ◆ 学校、保護者、地域住民、事業者、関係団体、行政等が協働・連携し、犯罪防止教室等の充実や学校・通学路等における安全の確保等、地域ぐるみで子供を守る取組が行われており、子供たち一人一人に、ルールを守ることの大切さや物事の善悪を判断する力、子供や保護者の情報リテラシー等が醸成され、犯罪被害に遭うことを未然に防ぐことができる力や、加害者にもならない力が身に付いています。 ◆ 家族ぐるみ、地域ぐるみの交通安全教育等により、子供たち一人一人に、交通社会の一員として、交通ルールの遵守と交通マナーが身についており、交通事故を起こさず、また、交通事故から自分自身を守ることでできる力が身に付いています。 		
<p>指標</p>	<p>地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合</p>	<p>現状値 (R5)</p>	<p>目標値 (R11)</p>
		<p>76.3%</p>	<p>80.0%</p>

【領域Ⅲ/柱1 児童虐待防止対策の充実】**重点**

<p>目指す姿</p>	<p>◆ 子供へのどのような接し方が体罰であり児童虐待になるのか、また児童虐待が子供の成長に与える悪影響、望ましい子育ての方法等について保護者や県民の理解が深まり、子育てにおいて、子供の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす体罰や暴言（以下「体罰等」という。）の行為が減少しています。</p> <p>◆ 市町のネウボラ拠点が、妊娠期からすべての子育て家庭を見守り、虐待の兆候があるなど、支援が必要な家庭を把握した場合は、速やかに専門的な支援を行えるよう、母子保健機能と児童福祉機能を一体化した「市町こども家庭センター」が全市町に設置されています。</p> <p>市町こども家庭センターでは、ネウボラ拠点等でのポピュレーションアプローチによる虐待の未然防止や、リスクの兆候の早期発見・早期対応、在宅での支援を担い、県のこども家庭センターは、より高い専門性が求められる、緊急性や重症度の高い事案に注力するという役割分担のもと、虐待の未然防止や重篤化の防止が図られています。</p> <p>市町こども家庭センターの在宅支援においては、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）を活用して関係機関のネットワークが構築され、支援の対象となる子供や家庭の状況に応じた適切な支援を提供することにより、虐待の再発防止が図られています。</p> <p>◆ 県こども家庭センターでは、市町との適切な役割分担と連携により、虐待の未然防止や早期発見・早期支援に取り組むとともに、増加する児童虐待相談に対応できるよう組織体制の強化や専門性の高い人材の確保・育成を計画的に進め、より高い専門性が求められる、緊急性や重症度の高い事案に注力しています。</p> <p>一時保護が必要な子供は、セキュリティが高く、かつプライバシーや個別性に配慮された安心・安全な環境で、本人の意見・意向を尊重されながら、丁寧なアセスメントやケアを受けることができます。また、安全確保の必要性が低い子供は、開放的環境において保護を受けることができます。</p> <p>児童虐待等のため親子分離をしたケースであっても、児童福祉司や児童心理司により、家族再統合や親子関係の修復に向け、継続的な指導や支援を受けています。</p> <p>また、家族再統合により、家庭復帰した子供や家庭は、市町や県こども家庭センター、児童養護施設等により継続的に見守られ、必要な支援を受けることができ、虐待の再発防止につながっています。</p>		
	<p>指標</p>	<p>体罰等によらない子育てをしている親の割合</p>	<p>現状値 (R2~R5 平均値)) 82.6%</p>
<p>要支援家庭のうち、サポートプランが作成され、適切に支援を受けている家庭の割合</p>		<p>現状値 (R6) 令和7年度調査予定</p>	<p>目標値 (R11) 100%</p>
<p>県内で児童虐待により死亡した子供の数</p>		<p>現状値 (R5) 0人</p>	<p>目標値 (R11) 0人</p>
<p>児童虐待により長期の親子分離が必要なケース</p>		<p>現状値 (R2~R5 平均値)) 69件</p>	<p>目標値 (R11) 57件</p>

【領域Ⅲ/柱2 社会的養育の充実・強化】

目指す姿	<p>◆ 里親制度が広く県民に周知され、社会全体に里親や家庭養育の重要性への認識や理解が深まるとともに、里親として登録する人やファミリーホームが増え、様々な事情により家族と暮らすことができない子供の多くが家庭と同様の環境で養育されています。</p> <p>里親支援センターの設置が進み、県全域が支援対象とされ、県こども家庭センターや市町との連携により、里親を支える環境の整備が図られており、里親の養育上の不安や負担感が軽減し、安心して子供を養育することができています。</p>		
	<p>◆ 里親による養育が困難な場合であっても、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化が進められることによって、家庭的環境の充実が図られ、施設で生活する子供が、できるだけ家庭養育に近い環境で養育されています。</p> <p>乳児院や児童養護施設では、被虐待経験のある子供や発達障害のある子供、様々な障害や疾患のある子供等、特別の支援を要する子供の入所が増加する中でも、職員の専門性の向上や多機能化、児童自立支援施設等との連携体制の構築により、個々の状況に応じた適切な支援が行われ、子供たちが安心して生活できています。</p> <p>また、児童養護施設等の子供の養育に関する専門性や機能が、地域における要支援家庭の支援に積極的に活用されています。</p>		
	<p>◆ 児童養護施設や里親等の社会的養護のもとで生活するすべての子供の権利が擁護されており、必要に応じて第三者による意見表明等支援を受け、自らに影響を与える事柄等に自由に意見を表明することができ、意見表明権や出自、生き立ちを知る権利が保障されています。</p> <p>社会的養護の期間が終了した後も、必要に応じて、児童養護施設や里親の居宅での生活を継続しながら自立支援を受けることができ、また、施設を退所した後は、自立援助ホーム等や社会的養護自立支援拠点事業所による自立支援を受けることができています。</p>		
指標	要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率	現状値 (R5)	目標値 (R11)
		20.0%	37.0%
	施設入所児童のうち、地域小規模児童養護施設で生活する子供の割合	現状値 (R5)	目標値 (R11)
		14.5%	38.8%
	社会的養護のもとで生活する子供の進学率（高等学校卒業後）	現状値 (R5)	目標値 (R11)
		53.1%	68.4%

【領域Ⅲ/柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進】

目指す姿	<p>◆ ひとり親家庭が、様々な支援制度について、いつでも情報を得ることができ、必要に応じて市町や広島県ひとり親家庭サポートセンターでの適切な支援につながるなど、地域のネットワークの中で孤立することなく生活できています。</p> <p>また、離婚等を理由としてひとり親となる家庭では、離婚前から、子供の養育に関する義務として、「養育費」と「面会交流」の重要性を十分に理解し、相談員や弁護士等による専門的な相談支援により、「養育費」の支払や「面会交流」が適切に実行されています。</p> <p>こうした取組により、ひとり親家庭の子育てや生活上の負担が軽減され、安心して、充実した生活を送ることができています。</p>		
	<p>◆ ひとり親家庭の子供が、家庭や学校、地域等で安心して過ごせる居場所があり、生活習慣や学力等の自立に必要な力を身に付けることができています。</p>		
	<p>◆ ひとり親家庭で育った子供が、将来の夢や目標に向けて、活用可能な支援策等の情報を得られ、他の家庭との環境の差によって将来の選択肢を自ら狭めることなく、自信を持って意欲的に取り組むことができています。</p>		
指標	養育費を受け取っている人の割合	現状値 (R6)	目標値 (R11)
		28.3%	39.9%
	面会交流を実施している人の割合	現状値 (R6)	目標値 (R11)
		34.7%	49.8%
	ひとり親家庭の子供の高等教育機関への進学率（高等学校卒業後）	現状値 (R2～R6 平均値)	目標値 (R11)
		80.6%	84.0%

【領域Ⅲ/柱4 障害のある子供等への支援】

<p>目指す姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県内の医療型短期入所定員の拡充（令和5（2023）年度比約1.4倍）が図られ、医療的ケアを日常的に必要とする障害児とその家族は、在宅に必要なサービスを利用できない、休息できない、といった不安や負担が軽減されています。 ◆ 発達障害児及びその家族は、身近な地域で、早い段階から、療育等に関する必要な相談支援や、専門性の高い療育・発達支援を受けることができます。 ◆ 地域のかかりつけ医や専門医療機関、保健・医療・福祉・教育が連携した地域ネットワーク支援体制が各市町で整備されており、発達障害児やその家族は、ライフステージを通じて、個々の特性に応じた医療や支援を早期かつ適切に、多機関の専門職から支援を受けることができます。 ◆ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画が、特別な支援を必要とするすべての生徒等に作成され、校種間で適切に引き継がれているほか、それらの計画が教職員間及び関係機関等で共有されており、生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることができます。 ◆ 特別支援教育に係る通級による指導の担当教員及び特別支援学校のすべての教員並びに特別支援学級担任の60%が特別支援学校教諭免許状を取得しており、生徒等の自立や社会参加に向けて、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握しています。 ◆ 本県独自の特別支援学校技能検定の実施等、生徒の職業的自立を目指した取組を推進することにより、特別支援学校高等部に所属する就職を希望するすべての生徒が卒業までに特別支援学校技能検定1級を取得し、就職しています。 		
<p>指標</p>	<p>在宅の医療的ケア児の生活を支援する県内の医療型短期入所定員数</p>	<p>現状値（R5） 67人</p>	<p>目標値（R11） 91人</p>
<p>発達障害に係る地域ネットワーク支援体制が整備された市町数</p>	<p>現状値（R5） 8市町</p>	<p>目標値（R11） 23市町</p>	
<p>個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成率※ ①公立幼稚園等 ②公立小学校 ③公立中学校 ④公立高等学校</p>	<p>現状値（R5） ①～④ いずれも100%</p>	<p>目標値（R10） ①～④ いずれも100%</p>	
<p>個別の教育支援計画活用率※ ①公立小学校 ②公立中学校 ③公立高等学校</p>	<p>現状値（R5） ①99.2% ②97.0% ③83.1%</p>	<p>目標値（R10） ①～③いずれも 100%</p>	
<p>特別支援学校教諭免許状保有率※ ①小・中学校通級による指導の担当教員 ②小・中学校特別支援学級担任 ③特別支援学校教員</p>	<p>現状値（R5） ①48.4% ②27.4% ③86.4%</p>	<p>目標値（R10） ①100% ②60% ③100%</p>	
<p>特別支援学校高等部（本科）における就職希望者のうち、就職した者の割合※</p>	<p>現状値（R5） 100%</p>	<p>目標値（R10） 100%</p>	

※ 広島県特別支援教育ビジョンにおいて、最終目標達成見込年度を令和10（2028）年度に設定している。